

(仮称) 吹田千里丘計画での土壌汚染
調査結果及び今後の対応
(事業者作成資料)

平成 22 年 5 月 19 日

吹田市長 殿

東京都港区芝二丁目 32 番 1 号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 大栗 育夫

(仮称) 吹田千里丘計画における環境影響評価
(ふっ素に係る土壤汚染) についての報告書

平素は、当社の事業に係る環境影響評価手続におきまして、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 22 日に当社より貴市に対しまして、土壤汚染調査の結果をご報告(土壤環境調査報告書)させていただきました。本報告が遅延いたしましたことに対し、貴市より平成 22 年 5 月 11 日付の文書において、経緯の説明と今後の対応を報告するようご指示いただいたところです。

当社他が開発を予定し用地を購入いたしました千里丘毎日放送跡地におきまして、平成 20 年 1 月に自主的に土壤汚染調査を実施いたしました結果、一部で基準を上回るふっ素を検出いたしました。その結果を把握してからご報告に至るまで 2 年以上を経過いたしました事につきまして ①調査自体は自主的に実施したものであったこと ②検出量が微量であったこと ③前地主の土地利用履歴から考え、検出されたふっ素は自然由来のものと考えられたこと、などの背景から事態を安易に考えたことが原因でございます。

ご指摘の通り、土壤汚染が確認された時点で速やかにご報告すべきことであり、遅延しましたことにつきまして反省いたしますとともに、深くお詫び申し上げます。

今後、念のため、前回調査を実施した地域以外の場所につきましても、自主的に概要調査を行い、その内容につきまして、速やかにご報告するとともに汚染が明らかになった場合は、貴市の指導を賜りながら誠意をもって土壤汚染対策法に基づく措置を行うことといたします。

当社として今回の事態を重く受け止め、今後このようなことがないよう、努力を重ねてまいります決意しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(仮称) 吹田千里丘計画 土壤環境調査について

① 前土地所有者（㈱毎日放送千里丘放送センター）による調査

- ・土地の取引に当り、関係法令に基づき、前土地所有者より「土地利用履歴等調査結果報告書（平成 18 年 9 月）」により本計画地内の土壤汚染の状況に関する報告を受けました。
- ・上記報告書によりますと、本計画地内での特定有害物質の使用履歴はないとされております。
- ・上記報告書の内容については、吹田市にも報告されており、土地取引時の土壤汚染に関する法令に基づく手続き等については終了しました。

② 事業者による自主調査

- ・「土地利用履歴等調査結果報告書（平成 18 年 9 月）」においては特定有害物質の使用履歴はありませんでしたが、本計画地の東側では、平成 7 年より温泉施設が営業しており、事業者内での検討の結果、マンション事業者としては、温泉水による土壤汚染の可能性が否定できないと判断しました。
- ・そこで、平成 19 年 10 月～平成 20 年 1 月にかけて、事業計画地の東側を調査範囲とし、土壤環境調査を行いました。調査の概要は次のとおりです。（調査範囲等は図 1 参照）

概況調査

調査概要：調査範囲内において、30m格子につき 1 検体（計 30 検体）について調査。

調査対象物質 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物 11 物質）

第二種特定有害物質（重金属等 10 物質）

結果概要：1 格子において、「ふっ素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過した。

その他の物質については基準超過は認められなかった。

詳細調査

調査概要：「ふっ素及びその化合物」について、概況調査において土壤溶出量基準を超過した 1 格子（30×30m）において、10m格子につき 1 検体（計 9 検体）について調査。

結果概要：1 格子において、土壤溶出量基準を超過した。

- ・調査の結果、10×10mの 1 格子において、「ふっ素及びその化合物」について、土壤溶出量基準の超過が認められました。その格子において深さ方向の調査を行った結果は表 1 のとおりで、表層と深さ 0.5mにおいて基準を超過していました。なお、深さ 1.0m以深では基準超過は認められませんでした。

表 1 ふっ素及びその化合物調査結果

試料採取深度	溶出量 (mg/L)
0.05m (表層)	【0.83】
0.5m	【1.0】
1.0m	0.16
2.0m	検出せず
3.0m	検出せず
4.0m	検出せず
5.0m	検出せず
基準値	0.8
定量下限値	0.08

「検出せず」とは、定量下限値未満を示す。
【 】は、基準超過を示す。



図1 自主調査範囲図

③ ふっ素及びその化合物の基準超過についての対応

- ・「ふっ素及びその化合物」について、土壤溶出量基準の超過が認められた 10×10m の範囲については、現在、ビニールシートによる土壤の飛散防止を行っています。
- ・今後の対策としては、造成工事着工前に、土壤環境対策工事を実施する予定です。
工事概要：基準超過土壤全量を掘削除去（場外搬出）する。
掘削除去範囲：基準値超過が確認された 10×10m 格子の範囲（面積 100m²）、深さ 1m。
（掘削除去土量 100m³）
- ・対策工事の実施にあたっては、関係法令に基づき、周辺への影響がないよう万全を期する所存です。

④ 計画地西側について

- ・本計画地の西側の範囲についても、現在「ふっ素及びその化合物」の調査を行っています。
- ・また、本年 4 月より施行された改正土壤汚染対策法によって、有害物質の保管施設が調査対象となりました。本計画地の西側の範囲には、過去に 3 箇所ガソリタンクが設置されていましたが、これらについて有鉛ガソリンを保管していた可能性があるため、これらのガソリタンクが設置されていた地点において、「鉛及びその化合物」の調査を実施しています。
- ・これらの調査結果については今月中には判明する予定です。なお、万一これらの調査により、土壤の基準値超過が確認された場合は、関係法令等に基づき、関係機関と協議し、必要な調査及び対策を実施し、環境保全に万全を期する所存です。

